

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付け及び同月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年、A所在のB会社に雇用され、土木作業員として就労していた。

請求人は、コンクリート粉じん作業に従事したことが原因で「気管支炎」を発症したとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長から発症日として認定された平成〇年〇月〇日以降についての療養補償給付及び平成〇年〇月〇日以降の休業補償給付の支給決定を受けた。

その後、請求人は平成〇年〇月から国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づき障害等級2級15号と認定され、障害基礎年金及び障害厚生年金を受給していること並びに労災補償給付と国民年金との併給調整を行っていないことが判明した。

監督署長は、請求人が平成〇年〇月から休業補償給付と同一の事由により障害基礎年金を受給しているとして、労災保険法第14条第2項の規定に基づき、平成〇年〇月〇日付けで会計法上の時効の5年前に遡及して休業補償給付を回収する旨の休業補償給付変更決定処分、同月〇日付けで、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間に係る休業補償給付を障害基礎年金と調整し支給する旨の処分を行った（以下「本件処分」という。）。

請求人は、本件処分を不服として労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、同年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

（略）

## 第3 原処分庁の意見

（略）

## 第4 争点

本件の争点は、監督署長が請求人に対してした本件処分が妥当であると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

（略）

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会的事実の認定

（略）

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、「気管支喘息、慢性気管支炎、慢性呼吸不全、肺気腫」の傷病により障害基礎年金・障害厚生年金を受給し、休業補償給付請求は、「特発性好酸球性増多症」の傷病によるものであると主張していることから、以下検討する。

(2) 日本年金機構〇年金事務所長からの回答によれば、請求人は、「呼吸不全、気管支喘息、慢性気管支炎、じん肺症、アスベスト肺」の傷病名により平成〇年〇月から呼吸器系疾患2級15号の障害基礎年金・障害厚生年金を受給していることが認められる。

(3) また、C病院のD医師及びE医師は、請求人の症状について、気管支喘息、慢性気管支炎等により、咳・痰が持続し、労作時の呼吸困難が認められ、就労「否」と所見しており、請求人は、平成〇年〇月〇日以降、気管支喘息、慢性気管支炎等による咳・痰に持続により就労できない状態であるとして休業補償給付を受給していることが認められる。また、監督署長は、平成〇年〇月〇日以降、請求人の傷病を「特発性好酸球性肺炎」と判断し、「気管支炎」との関連が認められるとして、「特発性好酸球性肺炎」についても業務上の疾病であると認めている。

(4) 請求人は、「気管支炎」及び「気管支炎」に関連する傷病である「特発性好酸球性肺炎」により休業補償給付を受給し、呼吸器系疾患により障害基礎年金・障害厚生年金を受給していることから、休業補償給付と障害基礎年金・障害厚生年金は、同一の事由により支給されていると判断するのが相当であり、当審査会としても、監督署長が労災保険法第14条第2項に基づき厚生年金等との併給調整を行った本件処分は妥当であると判断する。

3 以上のおりであるから、監督署長が請求人に対してした本件処分は妥当であり、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。